

# 防災コラム

危機管理課

## 第20回

### 「警戒レベル」を用いた避難 勧告等の発令

内閣府が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定されました。この改定に伴い、市では、災害発生の危険度に応じて「警戒レベル」を用いて、市民の皆さんが災害の危険度の高まりを直感的に理解でき、適切な避難行動をとれるよう避難情報を提供していきます。

「警戒レベル」とは、災害時に市民の皆さんがとるべき行動（避難行動等）と、その行動を促す防災情報（防災気象情報・避難情報）を結びつけるものです。

#### 5段階の警戒レベルと防災情報、 とるべき行動

##### ◇警戒レベル1

##### 気象庁が「早期注意情報」を発表

防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めてください。

##### ◇警戒レベル2

気象庁が「注意報（洪水・大雨）」を発表

ハザードマップ等により、自らの避難行動を再確認してください。

##### ◇警戒レベル3

市が「避難準備・高齢者等避難開始」を発令

避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は避難場所等への立退き避難をしてください。また、その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難をしてください。

##### ◇警戒レベル4

市が「避難勧告」、または「避難指示（緊急）」を発令

全員が避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとってください。なお、立退き避難がかえって危険な場合は、建物内のより安全な場所（2階など）へ移動するなどの避難行動をとってください。

##### ◇警戒レベル5

市が災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で災害発生状況を発令

既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとってください。

事前の備えとして、市が指定している避難場所への経路や移動手段などを確認しておきましょう。